

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県が新型コロナウイルス感染症に対して安心して利用できる施設を認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、これら施設の利用促進を図ることで、経済活動の回復に繋げることを目的とする。

(認証の対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条（旧第52条）第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さないもの（宅配・テイクアウト専門店、キッチンカー 等）
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改訂を行うものとする。

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、別に定める申請書により、書面又は電子申請により、知事に申請するものとする。

(現地調査)

第5条 県職員若しくは県から委託を受けた者が任命した者（以下「職員等」という。）は、申請のあった対象施設の現地調査を行い、申請書をもとに認証基準を満たす感染症予防対策が講じられているか確認する。

(申請書及び感染症予防対策の補正)

第6条 職員等が現地調査を行った結果、感染症予防対策の妥当性又は効果に疑義がある場合は、感染症予防対策の補正を行うよう事業者に通知するものとする。また、必要に応じ、再度、現地調査を実施するものとする。

(審査・認証書の交付)

第7条 知事は、申請書の審査及び現地調査を行った結果、認証基準を満たす感染症予防対策が講じられていると認めるときは、申請のあった対象施設についてその旨認証するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証書及び認証ステッカーを交付し、あわせて、その店舗名、所在地等をホームページ等で公表するものとする。
- 3 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という）において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ）することができる。
- 4 認証書及び認証ステッカーは、第三者に譲り渡してはならない。
- 5 知事は、申請書の審査及び現地調査を行った結果、認証基準に適合していないと認めるときは、申請を行った対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。

(申請書の取下げ)

第8条 事業者が第7条に定める認証書及び認証ステッカーの交付を受ける前に申請を取下げの場合は、別に定める取下げ書を書面又は電子申請により、提出しなければならない。

(変更の報告)

第9条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別に定める届出書を書面又は電子申請により、知事に報告するものとする。

(再交付の申請)

第10条 認証事業者は、認証施設の名称及び住所に変更があった場合、若しくは、認証書を破損、汚損、亡失した場合で再交付が必要な場合は、別に定める申請書により、知事に再交付を書面又は電子申請により申請することができる。

(立入検査)

第11条 職員等は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を立入検査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(身分証明書)

第12条 職員等が第5条及び第11条に定める調査等を実施する際は、別に定める身分証明書を立入先の事業者に提示するものとする。

(認証事業者の責務)

第13条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証書及び認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る確認に協力すること。

(廃止の届出)

第14条 認証事業者が認証施設を廃止したとき、または認証事業者が認証の辞退を希望する場合は、事業者は別に定める廃止届に認証書を添えて、書面により知事に届け出ること。

(認証の取消し)

第15条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書を県に返却し認証ステッカーの利用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第16条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書を県に返却し、認証ステッカーの利用をやめなければならない。

(まん延の防止に関する措置との関係)

第17条 第4条から第16条の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止するこ

とができる。

- (1) 富山県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき。

(免責)

第18条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年6月24日から施行する。

(制度の見直し等)

- 2 この要領に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする